



平成29年10月17日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成29年(ハ)第2851号 請求異議事件

口頭弁論終結日 平成29年9月22日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士

藤 崎 千 依

福岡市中央区天神一丁目14番16号福岡三栄ビル4階

被 告

株 式 会 社 し ん わ

同代表者代表取締役

田 中 力

同訴訟代理人弁護士

梅 野 茂 夫

同

川 崎 尊 義

主 文

- 1 被告から原告に対する福岡簡易裁判所平成15年(ハ)第15915号事件の執行力のある判決に基づく強制執行を許さない。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 本件につき、当裁判所が平成29年3月9日にした平成29年(ハ)第48号強制執行停止決定を認可する。
- 4 この判決は、3項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文1項と同旨

第2 事案の概要

1 請求原因の要旨

- (1) 被告は、平成15年に、原告に対する福岡簡易裁判所平成15年(ハ)第15915号事件の執行力のある判決(平成15年11月12日言渡し。以下「本

件判決」という。)を得た。

(2) 本件判決は、確定時（平成15年12月13日確定）から10年が経過した。

(3) 原告は、本件判決によって確定した権利につき、消滅時効を援用する。

(4) よって、原告は、被告に対し、本件判決につき、執行力の排除を求める。

2 争いのない事実等（証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実を含む。）

(1) 上記1(1)及び(2)のとおり

(2) 被告は、平成29年2月6日、本件判決を債務名義として、大分地方裁判所執行官（以下、単に「執行官」という。）に対して、原告の動産に対する強制執行の申立てをした。

(3) 原告は、平成29年2月13日、被告に対し、本件判決によって確定した貸金債権（以下「本件貸金債権」という。）に対する弁済として、2万円を支払った。

3 争点

本件貸金債権について、原告は、時効完成後に消滅時効を援用することができるか（原告は、信義則上、時効援用権を喪失したか否か）

第3 争点に対する判断

1 証拠（甲1、甲2、甲10、乙1、乙2、原告本人及び証人■■■■（以下「証人■■■■」という。））及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 平成29年2月13日の夕刻ころ、証人■■■■は、執行官が、動産執行の現場である原告の自宅において執行を開始するころ、その現場に赴いた。

(2) 執行官は、同日午後6時15分ころ、動産執行に着手し、ゴルフバッグ、空気清浄機等を差し押さえた後、同日午後7時30分ころ、動産執行を終了した。

(3) 同日午後7時30分ころに執行官による動産執行手続が終了した後、証人

■は、動産執行の現場において、原告と今後の弁済等について話し合いを行った。原告は、証人■に対し、「100万円ものお金は払えない。元金のみ支払うことで何とかならないか。」などと尋ねた。証人■は、原告に対し、「残元金が約16万円であるが、この位なら支払うことが可能か。」などと尋ねた。原告は、証人■に対し、元金のみ毎月5万円ずつ3回に分割して支払いたい旨答えた。このとき、証人■は、元金のみ支払えば遅延損害金の支払を免除するとか、元金を支払っても、なお遅延損害金を支払ってもらうことになるなどといった具体的な話まではしなかった。

さらに、証人■は、被告会社に電話で確認しながら、持参していた債務確認書用紙の上半分欄の1ないし5の各事項の空欄を手書きで記入した（5の事項について、「平成29年2月3日現在の残高」は、「元金167,966円」、「約定利息及び損害金950,416円」、「元利合計1,118,382円」と記入した。）。

そして、原告は、証人■から、同用紙の下半分欄に必要事項を記入するよう言われ、1ないし3の事項のうち、「2」の左横に○印を記入し、同欄右の支払方法について、「29」年「3」月から毎月「50,000」円と記入し、さらに、日付、住所及び氏名を記入するとともに、押印した上で、これを証人大貫に渡した。

また、証人■は、原告に対し、「本日入金できる金額を教えてください。」と述べたところ、原告は、証人■に対し、前記第2の2(3)のとおり、2万円を支払った。証人■は、2万円を受領したので、原告に対し、領収証（甲2）を交付した。

証人■は、原告から、必要事項が記入された債務確認書を受領した後、直ちに、被告会社の上司である■に対し、電話で、債務確認書が取れた旨報告した。

この連絡を受けた■は、同日午後8時ころ、原告に電話をし、元利金合

計111万8382円を一括で支払うよう伝えた。

- (4) 証人[]は、必要事項が記入された債務確認書を被告会社に持ち帰った後、被告会社は、同月14日、債務確認書（甲1）として、原告に対し、郵送した。

2(1) 債務者が、自己の負担する債務について時効が完成した後に、債権者に対し債務の承認をした以上、時効完成の事実を知らなかったときでも、その後その債務について時効の援用をすることは許されないと解するのが、信義則に照らし、相当である（最高裁昭和37年(オ)第1316号同41年4月20日大法廷判決・民集20巻4号702頁参照）。この場合において、そもそも信義則に反するか否かの判断は、個々の事案において認められる具体的事情を総合的に考慮してなされるべきものであるから、上記最高裁判決は、債務者が時効完成後に債権者に対し債務の承認をした場合においても、一律に、時効の援用が信義則に反し許されないとするものではなく、具体的事情によっては、時効の援用が信義則上許される場合もあり得ることをあえて否定するものではないと解することができる。

- (2) 上記1の認定事実のとおり、証人[]は、動産執行の現場に赴いているところ、これは、民事執行規則11条1項により、執行官から、執行を開始する日時の通知を受けて、執行官が動産執行の現場である原告の自宅に到着するところを見計らって予め同所で待機していたものと推認されるが、民事執行手続上、動産執行の開始日時において、そもそも、申立債権者である被告に対し、差押物件を引き渡したり、被告の保管とするなどの行為は予定されていない。

それにもかかわらず、証人[]がわざわざ福岡市の被告会社から大分市の動産執行の現場まで赴くということは、当日の動産執行が終了し、執行官が現場を立ち去った後に、動産執行が開始されたことによる心理的動揺を感じている原告に対し、この執行終了直後の心理的状态を利用して、残債務を確

認させ、その弁済を迫ることが被告の目的であったとすることができる。

証人■自身、本件貸金債権につき消滅時効が完成していることを認識していた（証人■）こと、証人■は、法律知識に疎い原告が残元金のみ支払えば、動産執行の申立てを取り下げてもらえるのではないかと期待していることを知りながら、原告による消滅時効の援用を阻止するために、元金のみ支払えば遅延損害金の支払を免除するとか、元金を支払っても、なお遅延損害金を支払ってもらうことになるなどといった具体的な話をあえて持ち出さないで、当日の動産執行が終了した直後に、債務確認書を完成させ、一部弁済をさせたものと言うことができる。そして、上記1の認定事実のとおり、債務確認書が取れた旨連絡を受けた証人■の上司である■が直ちに原告に対して一括弁済を迫っており、これら一連の被告の行為は、動産執行により、家財道具等を持って行かれ、生活ができなくなるのではないかという原告の恐怖感等の心理的動揺に乗じたものであって、原告としても、やむを得ず、証人■が準備した債務確認書に必要事項を記入し、一部弁済をしたものと認められる。

(3) 原告は、本件判決が言い渡された当時の住所から、現住所に1回のみ転居したにすぎず、住民票上も転居手続を取っている（甲12、原告本人及び弁論の全趣旨）ことからしても、本件貸金債権について、被告が原告に対して、時効中断のために、訴えの提起等の法的措置を講ずることに特段支障は生じなかったものと言える。

(4) したがって、原告が時効完成後に、債務確認書を完成し、一部弁済をしたことは、時効による債務消滅の主張と相容れない行為とは言えないから、被告に対して消滅時効を援用することは信義則上許される。

すなわち、原告は、信義則上、時効援用権を喪失しないものと言うべきである。

3 以上によれば、原告の請求は理由があるからこれを認容し、主文のとおり判

決する。

福岡簡易裁判所

裁 判 官

末 廣 元 保

これは正本である。

平成29年10月17日

福岡簡易裁判所

裁判所書記官 隈元章夫

